

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会
第7回火工品検討ワーキンググループ
議事要旨

日時：令和2年2月7日（金曜日）13時00分～17時00分
場所：経済産業省 別館2階238共用会議室

出席者

新井委員、飯田委員、熊崎委員、森田委員

議題

- (1) 電流緊急遮断器の適用除外について
- (2) 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）の適用除外について
- (3) 無人航空機用被害軽減パラシュート射出ピストンの適用除外について
- (4) 航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器の適用除外について
- (5) その他

議事概要

(1) 電流緊急遮断器の適用除外について

(委員)

PDD3とPDD4はイニシエーターがハウジングの中に全て入っているが、PDD5、6はイニシエーターが金属シリンダの外に出ている状態。PDD3を対象に試験を実施したということだが、加熱試験や落下試験も含めて、PDD3のみの試験結果で十分といえるのか。

(説明者)

火薬が含まれるのは、イニシエーターの下の部分だけであり、ここはPDD3～6全て金属シリンダに覆われている。なお、このイニシエーターは自動車用途では適用除外火工品としての指定を受けているもの。

(委員)

寸法公差がずいぶん大きい、小さくならないのか。

(説明者)

寸法公差が多いというご指摘は、イニシエーターのメーカーとして今後の課題だと考えている。なお、この寸法公差は自動車で認められている範囲である。

(2) 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）の適用除外について

（委員）

一般消費者が使用する場合、ガス発生器を切断したり、そのまま廃棄をするなど想定外の事態が起きた場合の安全性についてどう考えるか。

（説明者）

意図的に切断した場合、真ん中をきっても火薬を取り出せない。両側をかしめているので、取り出しにくい。

(3) 無人航空機用被害軽減パラシュート射出ピストンの適用除外について

（委員）

ガス発生剤としてシングルベース無煙火薬が使用されているが、これを選択した理由は。

（説明者）

パラシュートを短時間で射出し、遠くに押し出すための性能を満たすものとして最適であった。

（委員）

ピストンの運動エネルギーが大きいのではないか。安全装置からピストンを容易に取り出せないよう固定できないか。

（委員長）

ピストンが安全装置から容易に取り出せないよう固定されることを条件に、適用除外火工品としての安全性を確認した。

(4) 航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器の適用除外について

（委員）

外部火災試験でピンが紛失したとのことだが、再試験は実施しなかったのか。評価試験としての意義について懸念している。

（説明者）

ピンの質量から考慮すると、運動エネルギーが8Jに達しないことが相当な確度で言えると考えている。

（事務局）

この場合、本体は残され、飛散したのはピンのみであったことが確認できたことから、外部火災試験の結果は有効であったと考える。

(5) その他

特になし。

お問合せ先

産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話 : 03-3501-1870

FAX : 03-3501-6565